

環境影響評価技術指針

令和4年10月

石川 県

<目 次>

第1章 一般的事項

- 第1 技術指針の趣旨等 1
- 第2 環境影響評価等の実施 1

第2章 個別的事項

- 第1 大気質 17
- 第2 騒音 21
- 第3 振動 24
- 第4 悪臭 27
- 第5 水質 30
- 第6 地形・地質 35
- 第7 地盤 37
- 第8 土壌 40
- 第9 水利用 43
- 第10 樹林地 45
- 第11 雨水排水 47
- 第12 日照 49
- 第13 植物 51
- 第14 動物 54
- 第15 生態系 57
- 第16 景観 59
- 第17 人と自然との触れ合いの活動の場 61
- 第18 文化財 63
- 第19 廃棄物等 65
- 第20 温室効果ガス等 67

第3章 留意事項

- 第1 調査事後調査を含むについて 68
- 第2 配慮書の作成について 68
- 第3 方法書の作成について 68
- 第4 準備書の作成について 69
- 第5 評価書の作成について 69
- 第6 事後調査計画書の作成について 69
- 第7 事後調査報告書の作成について 70
- 第8 附則 70

第1章 一般的事項

第1 技術指針の趣旨等

- 1 この環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号。以下「ふるさと環境条例」という。）」第200条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）を行うための計画段階配慮事項の検討、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定その他必要な事項に関する技術的事項及び留意事項について、ふるさと環境条例別表第3に掲げるすべての事業に共通するものとして定めたものである。
- 2 環境影響評価等の実施に当たっては、事業の内容及び地域の概況等を勘案し、この技術指針に基づき、必要な調査等の項目、手法等を選定するものとする。なお、環境影響評価法第2条第2項第1号に規定する事業の種類に該当する場合には、それぞれの事業の種類ごとに規定されている主務省令やマニュアル等に準じて行うなど、必要に応じ、この技術指針に掲げた項目以外の項目を調査等の対象とすること。
- 3 この技術指針は、今後の科学的知見の進展及び環境影響評価の実施例の積み重ねに応じて、適切な判断を加え、所要の改定を行うものである。

第2 環境影響評価等の実施

環境影響評価等は、次により実施するものとする。

- 1 計画段階配慮事項に係る検討
 - (1) ふるさと環境条例第201条の2の技術指針で定める事項
ふるさと環境条例第201条の2の技術指針で定める事項は、次の①及び②とする。
 - ① 第一区分事業の種類及び規模並びに事業実施想定区域の位置及びその面積
 - ② 事業実施想定区域内における施設の種類の種類、規模及び配置計画の概要
 - (2) 計画段階配慮事項の選定並びに計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価は、次の(3)から(11)に従って実施するものとする。
 - (3) 位置等に関する複数案の設定
 - ① 第一区分事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一区分事業を実施する区域の位置、第一区分事業の規模又は第一区分事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
 - ② 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一区分事業を実施する区域の位置又は第一区分事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一区分事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一区分事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
 - ③ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一区分事業に代わる事業の実施により、事業目的が確保される場合その他第一区分

事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

(4) 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握

- ① 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一区分事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに第一区分事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

ア 事業特性に関する情報

- (ア) 第一区分事業の種類及び規模並びに事業実施想定区域の位置及びその面積
- (イ) 事業実施想定区域内における施設の種類、規模及び配置計画の概要
- (ロ) 第一区分事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期の概要
- (ハ) 第一区分事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
- (ニ) 第一区分事業と密接に関連して行われる事業の内容の概要
- (ホ) その他の第一区分事業に関する事項

イ 地域特性に関する情報

地域特性に関して把握すべき情報は、表1及び表2に掲げるとおりとする。

- ② 第一区分事業を実施しようとする者は、①イの情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。

この場合において、第一区分事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

- ① 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、(4)の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、第一区分事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)が当該環境影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。
- ② 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる環境影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された環境影響要因ごとに検討するものとする。
- ア 第一区分事業に係る工事の実施(第一区分事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
- イ 第一区分事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一区分事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
- ③ ②の規定による検討は、表3に掲げる環境項目を環境要素とし、当該環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
- ④ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。

この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明ら

かにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにできるよう努めるものとする。

- ⑤ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、①の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。
- (6) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- 第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一区分事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次の(7)から(10)までに定めるところにより選定するものとする。
- ① 「大気質」「騒音」「振動」「悪臭」「水質」「地形・地質」「地盤」「土壌」「水利用」「樹林地」「雨水排水」「日照」及び「文化財」に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- ② 「動物」及び「植物」に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- ③ 「生態系」に係る選定事項については、アからエに掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
- ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他の改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
- イ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
- ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
- エ 都市において現存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
- ④ 「景観」に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- ⑤ 「人と自然との触れ合いの活動の場」に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- ⑥ 「廃棄物等」「温室効果ガス等」に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- (7) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- ① 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、(6)に定めるところによるほか、次のアからウまでに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれアからウまでに定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しなければならない。

ア 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは

人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

イ 調査の基本的な手法

国又は第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域(以下「調査地域」という。)

第一区分事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- ② ①イに規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
 - ③ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
 - ④ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- (8) 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- ① 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次のア及びイに掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれア及びイに定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。
- ア 予測の基本的な手法
- 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
- イ 予測の対象とする地域(以下「予測地域」という。)
- 調査地域のうちから適切に選定された地域
- ② ①アに規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
 - ③ 第一区分事業を実施しようとする者は、アの規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれ内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
 - ④ 第一区分事業を実施しようとする者は、①の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一区分事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。
- (9) 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法

第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次の①から④に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① (3)①の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- ② 位置等に関する複数案が設置されていない場合は、第一区分事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一区分事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- ③ 国又は第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討すること。

- ④ 第一区分事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(10) 計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項

- ① 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- ② 第一区分事業を実施しようとする者は、第一区分事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- ③ 第一区分事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(11) 配慮書の内容

- ① 配慮書には次に掲げる事項を記載する。
 - ア 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 第一区分事業の目的及び内容
 - ウ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - エ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - オ ふるさと環境条例施行規則第148条の2に規定する技術指針で定める事項については、前記(3)から(10)に関する事項とする。
- ② 事業実施想定区域の位置を記載するに当たっては、適切な縮尺の平面図を添付する。
- ③ 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法については、その選定の理由を明らかにする。
- ④ 二以上の第一区分事業について、併せて配慮書を作成する場合にあつては、その旨を配慮書

に記載する。

2 第二区分事業の判定の基準

(1) 第二区分事業に係るふるさと環境条例第201条の10第3項（同条第4項及びふるさと環境条例第220条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二区分事業が次の①から④に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

① 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれ大きいこと。

② 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次のアからウに掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二区分事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は1(6)③アからエまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

③ 当該第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次のアからセに掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として、法令、条例又は環境影響評価法第53条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、当該第二区分事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の2第1項に規定する指定地域

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域

ウ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路

エ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域

オ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域

カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された県立自然公園の区域

キ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域

ク 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ケ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

サ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1

項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

シ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

ス 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断できるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

セ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

④ 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二区分事業が実施されるべき区域又はその周囲に次のアからエに掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二区分事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であつて、大気の汚染（二酸化窒素に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項に規定する限度を超えている地域

ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項に規定する限度を超えている地域

エ アからウまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

(2) 第二区分事業が(1)のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二区分事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、(1)の規定にかかわらず、当該第二区分事業は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものと認めるものとする。

① 当該第二区分事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、ふるさと環境条例施行規則別表第5に掲げる要件のうち第一区分事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

② 当該第二区分事業及び当該同種の事業が、総体として(1)②から④までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

3 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成

(1) 事業計画の立案段階の環境配慮

事業計画を立案する段階から、予め環境保全に関する法令の遵守をはじめとする環境への配慮を行っていくことが、地域の環境保全を図る上で極めて重要であることから、方法書においては事業計画の概要のほか、事業者の環境保全に対する基本的な考え方及び事業計画の立案に際して行った環境への配慮を含めて記載する。

(2) 地域の概況の把握

① 地域の環境の状況を把握するため、対象事業を実施しようとする区域及びその周辺地域の自然的特性、環境の現況及びそれらに関連する社会的特性についての概況調査を行う。

② 概況調査は、表1及び表2を参考に、必要な調査項目に関する既存資料を収集し、それらを整理し、地域の環境の状況と自然的・社会的特性との関係を解析すること等により行う。

③ 概況調査の範囲については、原則として、市町の行政区域、流域等を勘案して設定する。その場合、既存の知見等からみて対象事業の実施により、環境に影響が及ぶと予想される地域が含まれるよう配慮する。

(3) 環境影響要因の抽出

① 環境影響要因の抽出は、表3を参考に対象事業の計画内容及び地域の概況調査の結果を十分

勘案することにより行う。

- ② 環境影響要因の抽出は、対象事業の実施に係る工事（以下「工事」という。）、当該工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「活動」という。）のそれぞれの観点から行う。

(4) 環境影響評価の項目の選定

- ① 抽出された環境影響要因に応じ、環境影響評価を実施すべき項目を選定する。
- ② 環境影響評価の項目の選定に当たっては、環境影響要因の内容を可能な限り具体的に把握し、項目の選定が適切に行われるよう配慮する。
- ③ 環境影響評価の項目の選定に当たっては、必要に応じ、環境項目の削除又は追加ができる。
- ④ ③の規定による環境項目の削除は次に掲げる項目について行う。
 - ア 環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである項目
 - イ 対象事業実施区域又はその周辺に、環境影響を受ける地域又は対象（自然林、湿原、藻場等）が相当期間存在しないことが明らかである項目
- ⑤ ③の規定による環境項目の追加は、次に掲げる項目について行う。
 - ア 事業特性により、表3に掲げる環境項目以外の項目（以下「参考外項目」という。）に関する環境影響が相当程度となるおそれがある当該参考外項目
 - イ 対象事業実施区域又はその周辺に、次に掲げる地域又は対象が存在し、かつ参考外項目に係る環境影響を及ぼすおそれがある当該参考外項目
 - (ア) 参考外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域又は対象
 - (イ) 参考外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域又は対象
 - (ウ) 参考外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- ⑥ ③の規定により削除する環境項目や追加を行う参考外項目の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うとともに、その選定理由を明らかにする。

(5) 方法書の内容

- ① 方法書には前記(1)から(4)に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載する（配慮書を作成していない場合においては、カからケ及びサを除く。）。
 - ア 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 対象事業の目的及び内容
 - ウ 対象事業の種類及び規模
 - エ 対象事業実施区域の位置
 - オ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - カ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - キ 配慮書についての住民意見の概要
 - ク 配慮書についての知事の意見
 - ケ 配慮書についての住民意見や知事の意見に対する事業者の見解
 - コ 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
 - サ 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- ② 対象事業実施区域の位置を記載するに当たっては、適切な縮尺の平面図を添付する。
- ③ 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、その選定の理由を明らかにする。

- ④ 二以上の対象事業について、併せて方法書を作成する場合にあっては、その旨を方法書に記載する。

4 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成

(1) 調査の実施

- ① 調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測・評価するために必要な情報を得ることを目的として、既存の資料の収集・整理、現地調査その他の適当と認められる方法により行う。
この場合、法令等により調査法が定められているときには、当該調査法を参考に適切な調査法を選定する。
- ② 調査の範囲は、対象事業の実施により環境に影響が及ぶと予想される地域を、既存の知見又は簡易予測手法を用いて設定する。
- ③ 調査の期間及び頻度は、原則として、年間を通じた変化を把握できるよう設定する。
- ④ 調査地点は、調査地域を代表する地点を選定する。
- ⑤ 調査は、第2章に示す内容、方法等を参考に行う。

(2) 予測の実施

- ① 予測は、対象事業の実施により生じる環境の状態の変化を明らかにすることにより行う。
- ② 予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等については、地域の自然的及び社会的特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を明らかにできるよう整理する。
- ③ 予測の時点は、工事、存在及び活動のそれぞれについて、個々の項目ごとにその環境に及ぼす影響が最大になると予想される時点とする。
- ④ 予測は、事業者が行う環境保全対策及び県等が行う環境保全のための施策を勘案して行うことができる。その場合、予測の前提となった対策等の内容を明らかにしておく。
- ⑤ 科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理する。
- ⑥ 予測は、第2章に示す内容、方法等を参考に行う。

(3) 評価の実施

- ① 評価は、建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、及び実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて、検討すること等の方法により行う。
- ② 評価に当たっては、対象事業の実施による環境影響が、回避され、又は低減されているか否かについて明らかにする。
- ③ 評価に当たっては、国又は地方公共団体等が設定した基準、目標がある場合には、その基準、目標との整合性が図られているか否かについて検討する。
- ④ 評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるよう整理する。
- ⑤ 評価に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を考慮する。但し、地域の将来の環境の状態の推定が困難な場合は、現在の環境の状態をもってそれに代えることができる。
- ⑥ 評価は、第2章に示す内容、方法等を参考に行う。

(4) 環境保全措置

① 環境保全措置の検討

- ア 環境保全措置の検討は、対象事業の実施による環境影響をできる限り回避し又は低減すること、及び国又は地方公共団体により環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として行う。
- イ 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し又は低減するための措置の結果を勘

案し、必要に応じて損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

② 検討結果の検証

環境保全措置の検討結果については、環境保全措置についての複数の案を比較し、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて、明らかにすること等により、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され又は低減されているかについて検証する。

③ 検討結果の整理

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理する。

ア 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

イ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化、並びに必要なに応じ、当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

ウ 環境保全措置の実施に伴い、生ずるおそれのある環境影響

エ 代償措置にあつては、環境影響を回避し又は低減させることが困難である理由

オ 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

(5) 準備書の内容

① 準備書に記載する環境影響評価の項目、調査の手法等は、方法書に対する住民意見の概要、知事の意見及び関係市町長の意見等を勘案し、事業者において検討を加えたものとする。

なお、この検討により方法書に記載した環境影響評価の項目、調査の手法等に変更が生じたときは、方法書の記載内容と対比するなどにより、変更部分を明らかにした上で準備書に記載する。

② 準備書には、次の事項を記載する。

ア 3(5)①に掲げる事項

イ 方法書についての住民意見の概要

ウ 方法書についての知事の意見

エ 方法書についての住民意見や知事の意見に対する事業者の見解

オ 環境影響評価の結果のうち、次に掲げる事項

(ア) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

(イ) 環境保全措置（当該措置を講ずることに至った検討の状況を含む。）

(ウ) 環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

(エ) 対象事業に係る環境影響の総合的評価

カ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

③ 準備書には、環境保全措置の内容のほか、環境保全措置の検討の経過、検証の結果等について、できる限り明らかにする。

④ 準備書には、予測の不確実性の程度が大きい項目について、環境保全措置を講ずる場合、又はその効果に係る知見が不十分な環境保全措置等を講ずる場合における工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の内容を記載する。この場合において、次に掲げる事項に留意する。

ア 事業特性及び地域特性に応じ、適切な項目を選定する。

イ 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。

⑤ 準備書には、環境影響評価の総合的な評価として、項目ごとに調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにする。

- ⑥ 二以上の対象事業について、併せて準備書を作成する場合にあっては、その旨を準備書に記載する。

5 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成

(1) 評価書には、次の事項を記載する。

- ① 4 (5)②に掲げる事項
 - ② 準備書についての住民意見の概要
 - ③ 準備書についての知事の意見
 - ④ 準備書についての住民意見や知事の意見に対する事業者の見解
- (2) 評価書の作成に当たり、知事等の意見により準備書に記載した事項を修正するときは、その修正内容が的確に把握できるようにする。
- (3) 4 (5)の③から⑥までに掲げる事項は、評価書の作成について準用する。

6 事後調査

(1) 事後調査計画書の作成

事後調査は、次の内容について取りまとめる。

- ① 調査項目
 - ア 対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況
 - イ 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じて選定された環境項目
- ② 調査方法
 - ア 対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況を確認できる方法（写真撮影等）
 - イ 事後調査について、現況調査方法と異なる場合はその理由
- ③ 調査地域
 - ア 環境保全措置の状況を確認する地域の範囲
 - イ 事後調査の地域が現況調査の調査地域と異なる場合はその理由
- ④ 調査時期
 - ア 調査項目に関し、工事、存在、活動のそれぞれにおける影響が最大になると予想される時期
- ⑤ 調査頻度
 - ア 対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況の調査の頻度
 - イ 事後調査の頻度が、現況調査の調査頻度と異なる場合はその理由

(2) 事後調査の実施

- ① 事後調査の実施
 - ア 事後調査計画書に基づき、事後調査を実施する。
- ② 環境の保全上講ずべき措置の実施
 - ア 事後調査の結果、次に示す場合には、その原因を究明し、環境に及ぼす影響の程度について、把握するとともに、原因究明の結果、対象事業等の実施による影響が認められる場合は、さらに講ずべき措置を検討し、実施する。
 - イ 事後調査結果が予測及び評価の結果と異なる場合（環境への影響が増大し、評価書に記載した環境保全目標を超えた場合又は超えるおそれがある場合に限る。）
 - イ 環境保全措置の実施が不十分と判断される場合
 - ウ 知事から必要な措置を講ずることを求められた場合
- ③ 事後調査結果の保管
 - ア 事後調査結果は、環境保全措置の効果の確認及び予測し得なかった場合の原因究明の際に必要となるため、一定の期間、適切に保管する。
- ④ 事後調査報告書
 - ア 事後調査報告書には、事後調査計画書に記載した工事中及び稼働中における中間的な報告書

等を含むものとする。

7 その他の事項

(1) 調査及び予測の簡略化及び重点化について

環境影響評価の調査及び予測の方法（環境項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各環境項目ごとに第2章に示す調査及び予測等の方法（以下「参考手法」という。）を基準として選定する。ただし、次の①に定めるところにより、参考手法に比べて簡略化された調査若しくは予測の方法（以下「簡略化手法」という。）を選定し、又は次の②に定めるところにより、必要に応じ、参考手法より詳細な調査若しくは予測の方法（以下「重点化手法」という。）を選定することができる。

① 次のいずれかに該当すると認められる場合には、簡略化手法を選定することができる。

ア 当該環境項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかである場合

イ 対象事業実施区域又はその周辺に、当該環境項目に関する環境影響を受ける地域又は対象が相当期間存在しないことが想定される場合

ウ 類似の事例により当該環境項目に関する環境影響の程度が明らかである場合

エ 当該環境項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合

② 次のいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じ、重点化手法を選定することができる。

ア 事業特性により、当該環境項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

イ 対象事業実施区域又はその周辺に、次に掲げる地域又は対象が存在し、相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある場合

(ア) 当該環境項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域又は対象

(イ) 当該環境項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域又は対象

(ウ) 当該環境項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(2) 環境影響評価実施中の項目・手法の見直し・追加

環境影響評価の実施中において環境への影響に関し新たな事実が判明した場合においては、必要に応じ、選定項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うよう留意する。

表1 地域特性に関して把握すべき情報(自然的状況)

項目	把握すべき情報
1 気象、大気質、騒音、振動 その他の大気に係る環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)	風向、風速、気温、降水量、日射量等の気象の状況、大気質、騒音、振動及び悪臭等に係る環境の状況、環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)	形態特性、流量、流域面積、水深、流況等の水象の状況、水質、底質、地下水等に係る環境の状況、環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
3 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)	土壌に係る環境の状況、地盤の性状及び地盤沈下の状況、環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
4 地形及び地質の状況	(地形) 起伏、湖沼、河川、地盤性状等の地形及び海岸地形、水底地形等 (地質) 地層、地質構造、岩石の分布等の地質、堆積物の状況等
5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	陸生及び水生の動植物の主要な種及び生育又は生息状況並びに群落及び集団繁殖地等の分布、注目すべき動植物の分布状況等の植物相及び動物相に関する状況
6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観資源及び眺望点の概要、注目すべき景観資源及び眺望点の分布等の景観特性、野外レクリエーション地の概要及び注目すべき野外レクリエーション地の分布及び特性、日常的な自然との触れ合いの活動が行われる施設等の概要及び注目すべき施設等の分布及び特性
7 文化財の状況	史跡、名勝、天然記念物等の分布状況

表2 地域特性に関して把握すべき情報(社会的状況)

項目	把握すべき情報
1 人口及び産業の状況	(人口) 人口の分布、動態、密度、世帯数及び集落の分布等 (産業) 産業の構造、産業人口、生産品目、生産量及び生産額等
2 土地利用の状況	都市計画の市街化区域、市街化調整区域及び用途地域その他の土地利用の状況、土地利用の指定状況及び土地利用の将来計画等
3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水面利用その他の水利用の状況、漁業権及び保護水面の設定状況等
4 交通の状況	道路、鉄道、飛行場及び航路の位置、利用状況及びその将来計画等
5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	学校、病院、福祉施設、保健医療施設、文化施設等の位置、利用状況等及び住宅の配置等
6 下水道の整備の状況	上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備状況並びにその将来計画等
7 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	自然環境保全法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、ふるさと環境条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況その他の環境の保全に関する施策の状況、文化財の指定状況等

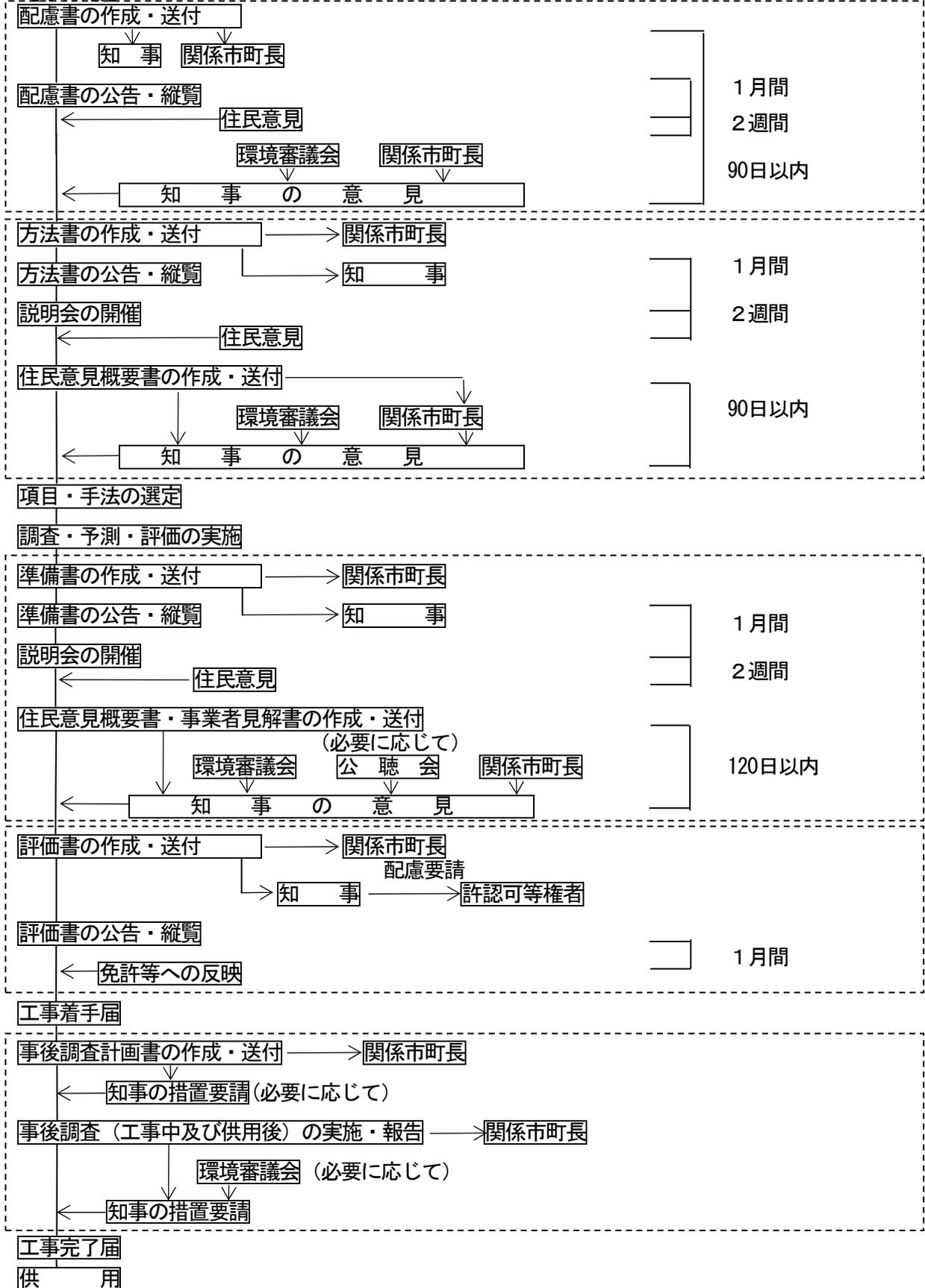
表3 環境影響要因と環境項目

環境項目		大気	騒音	振動	悪臭	水質	地形・地質	地盤	土壌	水利用	樹林地	雨水排水	日照	植物	動物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財	廃棄物等	温室効果ガス等	
		環境影響要因																				
工事	土地の改変					※	※	※	※	※	※	※		※	※	※	※	※	※	※	※	
	工事中機械の使用	※	※	※						※				※	※	※					※	※
	工事中資材等の搬入	※	※	※																		※
存在	改変後の土地及び工作物の存在					※				※		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
活動	原料、製品、燃料等の輸送	※	※	※																		※
	機械、施設等の利用	※	※	※	※	※				※				※	※	※					※	※
	交通量変化	※	※	※										※	※	※						※
	用水の取水					※		※		※		※		※	※	※				※		

(注) ※ 環境影響評価等を実施すべき項目

環境影響評価等の実施手順

【事業者】



第2章 個別的事項

第1 大気質

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、大気質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 大気質の状況

次に掲げる物質のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、その物質の大気中における濃度又は飛散・降下する量を調査する。

ア 「環境基本法第16条第1項」（平成5年法律第91号）の規定に基づき、環境基準が設定されている物質

イ 「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）第2条に規定する「ばい煙」

ウ 「大気汚染防止法」附則第9項に基づく指定物質

エ その他の物質

・粉じん

・炭化水素（非メタン炭化水素に限る。）

・その他必要と認められるもの

② 気象の状況

次に掲げる気象の状況を示す項目のうちから、大気の汚染状況の解析及び大気質の変化の予測を行うために必要なものを選定し、その状況を調査する。

ア 風向

イ 風速

ウ 気温、湿度

エ 降水量

オ 日射量

カ 放射収支量

キ 雲量

ク 大気安定度

③ 地形・建造物の状況

大気質の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・建造物の状況を調査する。

④ 土地利用の状況

住宅地、学校、病院等の分布状況その他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用計画についても調査する。

⑤ 主要な発生源の状況

工場・事業場、道路等主要な発生源の分布及びそれらからの汚染物質の発生状況を調査する。

⑥ 法令による基準等

「大気汚染防止法」等関係法令の規制基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により大気質が一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例又は簡易な拡散式による試算等により、その範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 大気質の状況

大気質の調査は、「環境大気調査報告書」（石川県）等既存資料の整理・解析又は現地調査

の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の期間及び頻度

調査期間は、原則として、1年間以上にわたる大気質の現状を把握し得る期間とする。

また、調査頻度の設定にあたっては、月別或いは季別の変化及び人間活動の変化の状況等を勘案し、年間を通じた大気質の変動を把握できるよう配慮する。

イ 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、調査地域内における大気質の変化を把握し得る地点とする。

ウ 測定方法

(ア) 環境基準が設定されている物質の測定方法は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法に準拠する。

ただし、これらと同等以上の精度が得られる適切な測定方法がある場合は、その方法によることができる。

(イ) 環境基準が設定されていない物質の測定方法は、次に掲げる測定方法による。

- ・「大気汚染防止法施行規則」第15条に定める方法
- ・「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定方法」（平成元年環境庁告示第93号）
- ・「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」（昭和52年環境庁大気保全局長通知）
- ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（環境庁大気保全局大気規制課）
- ・「排ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」（平成9年環境庁大気保全局大気規制課）

ただし、これらと同等以上の精度が得られる適切な測定方法がある場合は、その方法によることができる。

② 気象の状況

気象の調査は、気象庁による観測結果等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 観測期間

観測期間は、大気質の状況の調査を行う期間に準じる。

イ 観測地点

観測地点は、地域の概況を考慮して、調査地域内における大気汚染の解析及び大気質の変化の予測を行うために必要な気象の状況を把握し得る地点とする。

ウ 観測方法

観測方法は「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）及び「高層気象観測指針」（平成7年気象庁）に定める方法に準拠する。

③ 地形・建造物の状況

地形・建造物の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地利用の状況

土地利用の調査は、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

「大気汚染防止法」等関係法令の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。

また、必要に応じ、大気質と気象特性、地形・建造物、主要な発生源等との関連に着目して解析を行う。

2 予 測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により大気質に変化を及ぼすと予想される物質（原則として、大気中における生成過程等が明らかでない反応2次生成物質は除く。）の大気中における濃度又は飛散・降下する量とする。

なお、予測は、原則として、環境基準の評価方法に準じ、長期平均値及び短期平均値について行う。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業の工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類及び規模、気象条件、地形等の状況を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 大気拡散モデルによる数値計算
 - ア プルームモデル
 - イ パフモデル
 - ウ ボックスモデル
 - エ 差分式
- ② 模型実験又は野外拡散実験
- ③ 類似事例の参照

なお、予測は、将来のバックグラウンド濃度を考慮して行うことを原則とし、現状におけるバックグラウンド濃度については、地方公共団体等から提供されるデータを用いて行うか、それが不可能な場合には現況濃度を用いて行う。

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、大気汚染物質に係る負荷量自体（負荷量の発生段階）の削減措置、大気環境へ排出される際（排出段階）の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 環境基準等

- ア 「大気汚染に係る環境基準について」に定める環境基準
 - イ 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める環境基準
 - ウ 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」に定める環境基準
 - エ 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める環境基準
 - オ 「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」（指針値）（環境省環境管理局长通知）
 - カ 「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」（昭和51年中央公害対策審議会答申）に定める濃度指針
- ② 関係法令の基準等
- ア 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準
 - イ 「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく排出基準
 - ウ 「大気汚染防止法附則第9項」の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号）
- ③ その他の科学的知見

第2 騒音

騒音には低周波音を含む。

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施による騒音が環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 騒音の状況

次に掲げる騒音のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、その騒音レベルを調査する。

ア 環境騒音

イ 特定騒音（道路、工場・事業場、鉄道、軌道、航空機、建設作業等）

② 土地利用の状況

住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用計画についても調査する。

③ 主要な発生源の状況

道路、工場・事業場、鉄道、軌道、航空機等主要な発生源の分布及びそれらからの騒音の発生状況を調査する。

④ 苦情等の状況

騒音に係る苦情等の内容を調査する。

⑤ 法令による基準等

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等関係法令の基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により騒音レベルが一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例又は簡易な予測式による試算等により、その範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 騒音の状況

騒音の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 環境騒音

(ア) 調査の期間及び時間帯

調査期間は、原則として、1年間程度の環境騒音の現状を把握し得る期間とする。

また、調査時間帯の設定に当たっては、対象事業による騒音を発生する時間帯又は騒音に係る問題を生じやすい時間帯とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、騒音の分布を把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法に準拠する。

イ 特定騒音

(ア) 調査の期間及び時間帯

調査期間は、特定騒音の発生の状況を把握し得る期間とする。また、調査時間帯の設定に当たっては、当該特定騒音の発生を代表する時間帯又は騒音に係る問題を生じやすい時間帯とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、特定騒音の分布を把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

a 道路交通騒音

道路交通騒音の測定方法は、「騒音に係る環境基準について」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本編、Ⅱ. 地域評価編（道路に面する地域）、Ⅲ. 地域評価編（一般地域）」（平成12年環境庁大気保全局長通知）に定める方法に準拠する。

b 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音の測定方法は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に定める方法に準拠する。

c 鉄道・軌道騒音

鉄道・軌道騒音の測定方法は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年環境庁大気保全局長通知）に定める方法に準拠する。

d 航空機騒音

航空機騒音の測定方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成2年環境庁大気保全局長通知）に定める方法に準拠する。

e 建設作業騒音

建設作業騒音の測定方法は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める方法に準拠する。

② 土地利用の状況

土地利用の調査は、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 苦情等の状況

苦情等の調査は、既存資料を整理する方法による。

⑤ 法令による基準等

「騒音規制法」等関係法令の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理

調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。なお、学校、病院等の施設がある場合には、当該施設における騒音レベルについても整理する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測項目は、次の騒音の種類ごとに掲げる項目とする。

① 道路交通騒音

騒音レベル（中央値）及び等価騒音レベル

② 工場・事業場騒音

騒音レベル（代表的な騒音レベル又は問題を生じやすい時間帯の騒音レベル）

③ 鉄道・軌道騒音

騒音レベル（通過時のピークレベルのパワー平均値）及び等価騒音レベル

④ 航空機騒音

時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

- ⑤ 建設作業騒音
騒音レベル（著しい騒音を発生する工程における代表的な騒音レベル）
- ⑥ 上記のほか、必要に応じて等価騒音レベル
- (2) 予測時点
予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。
 - ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
 - ② 対象事業に係る工事が完了する時点
 - ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点
- (3) 予測地域
予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。
- (4) 予測方法
予測は、対象事業の内容、周辺の地形、建造物の状況、土地利用の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。
 - ① 伝搬理論計算式
 - ② 模型実験
 - ③ 実測値による回帰式
 - ④ 類似事例の参照

3 評価

- (1) 評価項目
評価項目は、予測した項目とする。
- (2) 評価方法
予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、発生する騒音の低減措置、周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。
- (3) 環境保全目標
環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。
 - ① 環境基準
 - ア 「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準
 - イ 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定める環境基準
 - ウ 「航空機騒音に係る環境基準について」に定める環境基準なお、環境基準に係る地域指定が行われていない地域においては、土地利用の状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して環境保全目標を設定する。
 - ② 関係法令による基準等
 - ア 「騒音規制法」に基づく基準
 - イ 「ふるさと環境条例」に基づく基準
 - ③ 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める指針
 - ④ 「小規模飛行場環境保全暫定指針について」に定める指針
 - ⑤ その他の科学的知見

第3 振 動

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施による振動が環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 振動の状況

次に掲げる振動のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、その振動レベルを調査する。

ア 環境振動

イ 特定振動（道路、工場・事業場、鉄道、軌道、建設作業等）

② 地盤及び地形の状況

振動の伝搬に影響を及ぼす地盤及び地形の状況を調査する。

③ 土地利用の状況

住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用計画についても調査する。

④ 主要な発生源の状況

道路、工場・事業場、鉄道等主要な発生源の分布、及びそれらからの振動の発生状況を調査する。

⑤ 苦情等の状況

振動に係る苦情等の内容を調査する。

⑥ 法令による基準等

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）等関係法令の基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により振動レベルが一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例又は簡易な予測式による試算等により、その範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 振動の状況

振動の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 環境振動

(ア) 調査の期間及び時間帯

調査期間は、原則として、1年間程度の環境振動の現状を把握し得る期間とする。

また、調査時間帯の設定に当たっては、対象事業による振動を発生する時間帯又は振動に係る問題を生じやすい時間帯とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、振動の分布を把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法に準拠する。

イ 特定振動

(ア) 調査の期間及び時間帯

調査期間は、特定振動の発生の状況を把握し得る期間とする。また、調査時間帯の設定に当たっては、当該特定振動の発生を代表する時間帯又は振動に係る問題を生じやすい時

間帯とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、特定振動の分布を把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

a 道路交通振動

道路交通振動の測定方法は、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法に準拠する。

b 工場・事業場振動

工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法に準拠する。

c 鉄道・軌道振動

鉄道・軌道振動の測定方法は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年環境庁長官勧告）に定める方法に準拠する。

d 建設作業振動

建設作業振動の測定方法は、「振動規制法施行規則」に定める方法に準拠する。

② 地盤及び地形の状況

地盤及び地形の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

土地利用の調査は、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 苦情等の状況

苦情等の調査は、既存資料を整理する方法による。

⑥ 法令による基準等

「振動規制法」等関係法令の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理

調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。なお、学校、病院等の施設がある場合には、当該施設における振動レベルについても整理する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測項目は、次の振動の種類ごとに掲げる項目とする。

① 道路交通振動

振動レベル（80パーセントレンジの上端値）

② 工場・事業場振動

振動レベル（代表的な振動レベル又は問題を生じやすい時間帯の振動レベル）

③ 鉄道・軌道振動

振動レベル（通過時のピークレベルの平均値）

④ 建設作業振動

振動レベル（著しい振動を発生する工程における代表的な振動レベル）

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容、周辺の地形、建造物の状況、土地利用の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 伝搬理論計算式
- ② 実測値による回帰式
- ③ 類似事例の参照

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、発生する振動の低減措置、周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 大部分の地域住民が日常生活において支障のないこと。
- ② 関係法令による基準等
「振動規制法」に基づく基準
- ③ 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の指針
- ④ その他の科学的知見

第4 悪 臭

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施による悪臭が環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 悪臭の状況

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に規定する特定悪臭物質のうち、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）に規定する大気中の濃度及び公共用水域での濃度を調査し、同法に規定する臭気指数もあわせて調査する。

② 気象の状況

「第1 大気質」に準じて調査する。

③ 水象

「第5 水質」に準じて調査する。

④ 地形・構造物の状況

悪臭物質の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・構造物の状況を調査する。

⑤ 土地利用の状況

住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用の状況を調査する。なお、将来の土地利用計画についても調査する。

⑥ 主要な発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源の分布及びそれらからの悪臭物質の発生状況を調査する。

⑦ 苦情等の状況

悪臭に係る苦情等の内容を調査する。

⑧ 法令による基準等

「悪臭防止法」等関係法令の基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施による悪臭が環境に影響を及ぼすと予想される地域とし、既存の事例又は簡易な予測式による試算等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 悪臭の状況

悪臭の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の期間及び頻度

調査期間は原則として、1年間以上にわたる悪臭の現状を把握し得る期間とする。

また、調査頻度の設定に当たっては、月別或いは季別の変化及び人間活動の変化の状況等を勘案し、年間を通じた悪臭物質濃度の変化を把握できるよう配慮する。

イ 調査地点

測定地点は、地域の概況を考慮して、調査地域内における悪臭物質濃度の変化を把握し得る地点とする。

ウ 測定方法

測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める方法、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法に準拠する。

② 気象の状況

気象の調査は、気象庁による観測結果等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 観測期間

観測期間は、悪臭の状況の調査を行う期間に準じる。

イ 観測地点

観測地点は、地域の概況を考慮して、調査地域内における悪臭物質濃度の解析及び予測を行うために必要な気象の状況を把握し得る地点とする。

ウ 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」及び「高層気象観測指針」に定める方法に準拠する。

③ 水象の状況

ア 観測期間

観測期間は、悪臭の状況の調査を行う期間に準じる。

イ 観測地点

観測地点は、地域の概況を考慮して、調査地域内における悪臭物質濃度の解析及び予測を行うために必要な水象の状況を把握し得る地点とする。

ウ 観測方法

観測方法は、「水質調査方法」（昭和46年環境庁水質保全局長通知）、「海洋観測指針」（平成11年日本海洋学会・気象庁）に定める方法に準拠する。

④ 地形・構造物の状況

地形・建造物の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 土地利用の状況

土地利用の調査は、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑦ 苦情等の状況

苦情等の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑧ 法令による基準等

「悪臭防止法」等関係法令の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。

また、必要に応じ、悪臭物質濃度と気象特性、地形・建造物、主要な発生源等との関連に着目して解析を行う。

2 予 測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により発生する特定悪臭物質の大気中及び公共用水域での濃度と臭気指数とする。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業の工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の種類、気象条件、地形等の状況を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

① 数値計算

ア 大気中の特定悪臭物質

・ プルーフモデル

・ パフモデル

イ 公共用水域での特定悪臭物質

・ 拡散式の数理解析モデル

② 模型実験又は野外拡散実験

③ 類似事例の参照

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、悪臭物質に係る負荷量自体（負荷量の発生段階）の削減措置、大気環境へ排出される際（排出段階）の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

① 大部分の地域住民が日常生活において感知しないこと。

② 関係法令の基準等

「悪臭防止法」に基づく規制基準

③ その他の科学的知見

第5 水質

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び水域の特性等を勘案し、水質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 水質等の状況

次に掲げる項目のうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、その項目の水域における濃度及びその他の状態を調査する。

ア 公共用水域の水質

(ア)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に規定する環境基準の項目

(イ)「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」(平成2年石川県告示第427号)及び「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」(平成6年環境庁水質保全局長通知)に定める農薬成分((ア)に該当する項目以外の項目)

(ウ)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)&及び土壌の汚染に係る環境基準について」に規定するダイオキシン類

(エ)その他必要な項目

イ 公共用水域の底質

(ア)「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)第1条に規定する水底土砂に係る判定基準の項目

(イ)「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める項目

(ウ)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)&及び土壌の汚染に係る環境基準について」に規定するダイオキシン類

(エ)その他の項目

- ・ 硫化物
- ・ 強熱減量
- ・ 化学的酸素要求量
- ・ その他必要な項目

ウ 地下水の水質

「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に規定する項目など、公共用水域の水質の項目に準拠しつつ、地下水利用形態に応じて選定した項目

エ ダム、堰及び貯水池の水質

(ア)濁度又は浮遊物質量等水の濁りに係る項目

(イ)全窒素及び全リン等富栄養化に係る項目

(ウ)水温、溶存酸素等

② 水象の状況

次に掲げる水象の状況で、水質の汚濁状況の解析及び水質の変化の予測に必要なものを選定し、その状況を調査する。

ア 河川の水象

(ア)流量(低水流量、平水流量等)、流速、自浄能力等の流況

(イ)地形、流域面積、流路長、平均勾配等河川の形態

イ 湖沼、ダム、堰及び貯水池の水象

- (ア) 水位、貯水量、流入量・流出量、湖沼水の成層・循環状況、拡散状況等の流況
- (イ) 地形、流域面積、湖水面積、ダム及び貯水池の面積、周囲長、水深等湖沼の形態

ウ 海域の水象

- (ア) 潮位、潮流・恒流、流入河川水量、海水の成層・循環状況、拡散状況等の流況
- (イ) 海岸の地形等

エ 地下水、湧水の状況

- (ア) 地下水の水位
- (イ) 地下水揚水量
- (ウ) 地下水の流向等
- (エ) 湧水の位置、湧出水量等の状況

③ 気象の状況

河川、ダム、堰及び貯水池の流況等に影響がある次の気象の状況を調査する。

- ア 気温
- イ 風向
- ウ 風速
- エ 日照時間又は日射量
- オ 降水量

④ 水利用の状況

流況等に影響がある上水道、農業用水等の水利用の状況を調査する。
なお、将来の利水計画についても調査する。

⑤ 主要な発生源の状況

工場・事業場、畜舎、生活排水等の主要な発生源の種類、分布及びそれらからの排水量、汚濁物質の発生状況等を調査する。

⑥ 法令による基準等

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）等関係法令の基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により水質が一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例又は簡易な拡散式による試算等により、その範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 水質等の状況

水質等の調査は、「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（石川県）等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 公共用水域の水質

(ア) 調査の期間及び頻度

調査期間は、原則として、1年間以上にわたる水質の現状を把握し得る期間とする。また、調査頻度の設定にあたっては、水象・気象の変化及び人間活動の変化の状況等を勘案し、年間を通じた水質の変動を把握できるよう配慮する。

(イ) 調査地点

調査地点は、「水質調査方法」及び「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」（平成10年環境庁水質保全局長通知）に準拠し、水質の変化を把握し得る地点とする。

(ウ) 測定方法

採水方法は、「水質調査方法」、「地下水質調査方法」（平成元年環境庁水質保全局長通知）及び「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」に定める方法に準拠する。

また、測定方法は、次に掲げるもののうちから項目に応じて選定した方法に準拠する。

- ・「水質汚濁に係る環境基準について」

- ・「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号）
- ・「海洋観測指針」
- ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年環境庁水質保全局長通知）
- ・「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」
- ・「ゴルフ場農薬の排水に係る標準分析方法」（平成4年石川県環境部）

イ 公共用水域の底質

(ア) 調査時点

調査時点は、水質調査を行う期間のうち底質の現況を適切に把握し得る時点とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、「底質調査方法」（昭和63年環境庁水質保全局長通知）及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成12年環境庁水質保全局長通知）に準拠し、必要に応じ、水質の調査地点を考慮して設定する。

(ウ) 測定方法

採泥方法は、「底質調査方法」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法に準拠する。

また、測定方法は、次に掲げるもののうちから項目に応じて選定した方法に準拠する。

- ・「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第14号）
- ・「底質調査方法」
- ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」

ウ 地下水の水質

(ア) 調査期間

調査期間は、地下水の水質を適切に把握し得る期間とする。

(イ) 調査地点

調査地点は、地質の状況、地下水位等を考慮し、適切な地点とする。

(ウ) 測定方法

地下水の採水は、井戸又は観測井を用いる方法による。

また、測定方法は、次に掲げるもののうちから項目に応じて選定した方法に準拠する。

- ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
- ・「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）
- ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年環境庁水質保全局長通知）

エ ダム、堰及び貯水池の水質

(ア) 調査期間等

流域の特性、水の濁り、富栄養化及び水温の変化の特性を勘案し、調査地域における水の濁り等に係る環境影響の予測及び評価を行うための適切な期間及び時期

(イ) 調査地点

流域の特性、水の濁り、富栄養化及び水温の変化の特性を勘案し、調査地域における水の濁り等に係る環境影響の予測及び評価を行うために必要な情報を適切に把握できる地点

(ウ) 測定方法

採水方法は「水質調査方法」に定める方法に準拠する。

また、測定方法は、次に掲げるもののうちから項目に応じて選定した方法に準拠する。

- ・「水質汚濁に係る環境基準について」
- ・「湖沼環境調査指針」（社団法人日本水質汚濁研究協会）

② 水象の状況

ア 調査期間

調査期間は、水質等の状況の調査を行う期間に合わせる。

イ 調査地点

調査地点は、河川、湖沼等及び海域の地形又は流況の特性を考慮し、水質等の解析及び予測に必要な水象を把握し得る適切な地点とする。

ウ 測定方法

測定方法は、「水質調査方法」、「海洋観測指針」に定める方法に準拠する。

③ 気象の状況

ア 観測期間

観測期間は、水質等の状況の調査を行う期間に準じる。

イ 観測地点

観測地点は、水質等の状況の解析及び水質等の変化の予測を行うために必要な気象の状況を把握し得る地点とする。

ウ 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」及び「高層気象観測指針」に定める方法に準拠する。

④ 水利用の状況

水利用の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

「水質汚濁防止法」等関係法令の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、関係法令の基準等の達成状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。なお、化学的酸素要求量及び生物化学的酸素要求量については75パーセント値についても整理する。また、必要に応じ、水質等と水理特性、水域の自然汚濁、人為汚濁の状況等との関連に着目して解析を行う。

2 予 測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により水質等に变化を及ぼすと予想される項目の水域における濃度又はその他の状態及びそれらが一定以上変化する範囲とする。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業の工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容及び流況等の水域の特性を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定して行う。

- ① 公共用水域又は地下水の水質

- ア 拡散式の数理解析モデル
- イ 実測値による実験式
- ウ 水理模型実験手法
- エ 類似事例の参照

なお、公共用水域の水質の予測は将来のバックグラウンド濃度を考慮して行うことを原則とし、バックグラウンド濃度については地方公共団体等から提供されるデータを用いて行うか、それが不可能な場合には現況濃度を用いて行う。

- ② 公共用水域の底質
 - 類似事例の参照
- ③ ダム、堰及び貯水池の水質
 - ア 調査項目の収支に関する計算
 - イ 類似事例の参照又は解析
 - ウ 統計的手法

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、水質汚濁物質に係る負荷量自体（負荷量の発生段階）の削減措置、水域へ排出される際（排出段階）の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 環境基準
 - ア 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める環境基準
 - イ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める環境基準

なお、環境基準の設定されていない水域については、現況水質、利水状況等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して環境保全目標を設定する。
- ② 関係法令の基準等
 - ア 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準
 - イ 「ふるさと環境条例」に基づく規制基準
- ③ 「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」に定める指導指針値
- ④ 「土壌の汚染に係る環境基準について」
- ⑤ 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」
- ⑥ 「水質基準に関する省令」
- ⑦ 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」
- ⑧ その他の科学的知見

第6 地形・地質

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が地形・地質に及ぼす影響を、適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 地形・地質等の状況

地形・地質の現況、土質の性状、土地の安定性

② 特異な地形・地質及び自然現象の分布状況

学術上、景観上又は自然環境の保全上特に配慮する必要がある特異な地形・地質の分布状況

③ 移動土量の状況

対象事業の実施により発生する建設発生土量及び現場内土量

④ 法令による指定等

「砂防法」（明治30年法律第29号）、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「森林法」（昭和26年法律第249号）、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）、「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）等に基づく指定状況等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により地形・地質に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 地形・地質等の状況

地形・地質の現況、土質の性状及び土地の安定性の調査は、地形分類図、表層地質図、土壤図、地盤図、航空写真等既存資料の整理・解析、及び現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査期間

調査期間は、地形・地質等の状況を適切に把握し得る期間とする。

イ 調査方法

地形・地質及び土質の性状の調査は、測量、地質調査、ボーリング調査、物理探査等の現地精査による。

土地の安定性の調査は、現地踏査・土質調査等の方法による。なお、土質調査を行う場合は、「土質調査法」（土質工学会）、「土質試験法」（土質工学会）等に準拠する。

② 特異な地形・地質及び自然現象の分布状況

特異な地形・地質及び自然現象の調査は、「自然環境保全基礎調査」、「石川県遺跡地図」（石川県教育委員会）等既存資料の整理・解析及び現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の期間

特異な地形・地質については、地形・地質の状況の調査期間に準じる。特異な自然現象については、その変動特性を考慮して調査期間を設定する。

イ 調査方法

現地踏査の方法による。

③ 移動土量

対象事業の実施により発生する移動土量を、平均断面法等により算出する。

④ 法令による規制等

「砂防法」、「文化財保護法」、「森林法」、「自然公園法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「自然環境保全法」等関係法令の規制の状況等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、地形・地質や自然現象の分布の状況を図示すること等により整理する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

- ① 地形・地質の物理的な改変の程度及び土地の安定性
- ② 特異な地形・地質及び自然環境の改変の程度
- ③ 移動土量の程度

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 事業計画に基づく改変等の範囲及び程度の把握
- ② 数値解析
- ③ 類似事例の参照

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

地形・地質に関する保全対象（環境要素）ごとに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、そのような保全措置を講じなかった場合に想定される影響及び現況との対比を行うとともに、保全対象に係る重要度を勘案し、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域の地形・地質の特性に著しい影響を及ぼさず、土地の安定性を損なわないこと」とする。

なお、特異な地形・地質の場合は、次を参考にして環境保全目標を設定する。

- ① 全国的価値に該当するものは、当該環境の構成要素を可能な限り保全する。
- ② 都道府県の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものを可能な限り保全する。
- ③ 市町村の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する。

第7 地盤

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施による地盤沈下又は地下水位低下が環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 地盤沈下の状況

地盤沈下の実態と推移について調査する。

② 地下水の状況

次に掲げるもののうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。

ア 地下水揚水の実態と推移

イ 地下水位の実態と推移

ウ 地下水の水質の実態と推移

③ 地形、地質等の状況

次に掲げるもののうちから、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。

ア 地形の状況

イ 地質及び地質構造の状況

ウ 地下水盆の規模や内部構造の状況

エ 土の透水性、圧密状態等の工学的特性等の土質の状況

④ 法令による規制等

「工業用水法」（昭和31年法律第146号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）、「ふるさと環境条例」等による地下水揚水規制の指定地域並びに許可基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により地盤又は地下水位が一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 地盤沈下の状況

地盤沈下の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査期間

調査期間は、経年変化を考慮して、地盤沈下の状況を適切に把握し得る期間とする。

イ 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、地盤沈下の状況を把握し得る代表的な地点とする。

ウ 調査方法

調査は、水準測量又は沈下計を用いる方法による。

② 地下水の状況

地下水の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査期間

調査期間は、季節的変動を考慮して、地下水の状況を適切に把握し得る期間とする。

イ 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、地下水の分布を把握し得る代表的な地点とする。

ウ 調査方法

調査は、井戸又は観測井を用いる方法による。

③ 地形、地質等の状況

地形、地質等の調査は、地形図、地質柱状図等の既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査地点

調査地点は、地形、地質等の状況を把握し得る代表的な地点とする。

イ 調査方法

地質についての調査は、ボーリング調査、物理探査等現地調査の方法による。

なお土質調査を行う場合は「土質調査法」、「土質試験法」等の方法に準拠する。

④ 法令による規制等

「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「ふるさと環境条例」等関係法令の規制状況を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、関係法令の基準等の適合状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。

また、必要に応じ、地盤沈下又は地下水位と地下水盆の特性、地下水使用の状況等との関連に着目して解析を行う。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、地下水位の変動又は地盤沈下量について行う。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容、地形・地質等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 圧密沈下理論式等を用いる方法
- ② 地下水流動モデルによる数値シミュレーション
- ③ 類似事例の参照

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業の実施による地盤沈下の周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 既に地盤沈下又は地下水位低下が発生している地域においては、さらに地盤沈下又は地下水

位低下を進行させないこと。

現在地盤沈下又は地下水位低下が発生していない地域においては、新たに地盤沈下又は地下水位低下を生じさせないこと。

② 関係法令による規制基準等

ア 「工業用水法」に基づく規制基準

イ 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制基準

ウ 「ふるさと環境条例」に基づく規制基準

③ その他の科学的知見

第8 土 壤

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容、地域の概況及び過去の土地利用等の経緯を勘案し、環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 土壌の状況

「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める項目の中から、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、その土壌中における濃度を調査する。

なお、廃棄物埋立地、工場跡地、鉱山跡地等で、「土壌の汚染に係る環境基準について」に定めのない項目による汚染が予想される場合は、その項目を選定する。

ダイオキシン類による汚染が予想される場合は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に基づき、土壌中におけるダイオキシン類の濃度を測定する。

② 土地利用の履歴

対象事業の実施が予定されている土地について、土地利用及び事業活動の履歴（廃棄物埋立地、工場跡地、鉱山跡地等）を調査する。

③ 地形、地質等

土壌汚染の解析に必要な地形、地質、地下水、土壌及び植生についての状況を調査する。

④ 気象の状況

対象物質の拡散に係る風向、風速等の気象の状況を調査する。

⑤ 土地利用の状況

現況及び将来における土地利用の状況を調査する。

⑥ 主要な発生源の状況

対象物質の主要な発生源の分布及びそれらからの発生状況を調査する。

⑦ 利水の状況

表流水及び地下水の利用の状況を調査する。

⑧ 法令による基準等

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「土壌の汚染に係る環境基準について」、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」等関係法令の規制基準等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施により土壌における対象物質の濃度が、一定程度以上変化すると予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲及び深さを推定して設定する。

(3) 調査方法

① 土壌の状況

土壌の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の期間及び頻度

原則として、年1回とする。

イ 調査地点

調査地点は、土壌中の対象物質の濃度及びその分布を適切に把握し得る地点とする。

ウ 測定方法

測定方法は、次に掲げるもののうちから対象物質に応じて選定した方法に準拠する。

(ア)「底質調査方法」

(イ)「土壌の汚染に係る環境基準について」

(ウ)「土壌汚染対策法」

(エ)「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年環境庁水質保全局長通知)

② 土地利用の履歴

土地利用の履歴の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 地形、地質等

地形、地質等の調査は、地形図、土壌図等の既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 気象の状況

気象の調査は、気象庁による観測結果等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、「地上気象観測指針」及び「高層気象観測指針」に定める方法に準拠する。

⑤ 土地利用の状況

土地利用の調査は、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 主要な発生源の状況

主要な発生源の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑦ 利水の状況

利水の状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、関係法令の基準等の適合状況、年間の平均的状況等について、統計的処理を行うことにより整理する。

また、必要に応じ、対象物質の土壌中の自然濃度、人為汚濁の状況等との関連に着目して解析を行う。

2 予 測

(1) 予測項目

① 予測項目は、対象事業の実施により土壌に影響を及ぼすと予想される項目の土壌中の濃度とする。

② 有害物質による汚染の予測

ア 負荷源の発生の有無、程度の予測

事業計画、工事設計書等から有害物質の負荷可能性を予測する。

イ 汚染物質の拡散・蓄積の分析予測

(ア)大気経由の汚染物質の移行・分布を大気汚染予測結果で示される汚染物質の着地濃度及び着地地域から予測する。

(イ)水経由の汚染物質の可能性及び影響地域を水質汚濁予測結果から予測する。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域は次に掲げる地域のうち必要な地域とする。

① 事業実施区域

- ア 大規模な土地改変が予定されている地域
- イ 現況調査で重要な土壌の存在が認められた地域
- ウ 過去の汚染が推定される地域

② 周辺影響地域

- ア 土砂の移動等で影響が予測される地域
- イ 大気経由、水経由の着地点

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容、土地利用の履歴、土壌の特性等を考慮し、類似事例を参照する方法により行う。

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業の実施による土壌汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準
- ② 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」（昭和46年政令第204号）に定める基準
- ③ 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準
- ④ 「土壌汚染対策法」に定める基準
- ⑤ その他の科学的知見

第9 水 利 用

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が水利用に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 地域の水利用の状況

次に掲げる水利用の状況及び将来の利水計画について調査する。

ア 水道施設の分布、利用人口等

イ 井戸の分布、利用状況等

ウ 農業用水

エ 工業用水

② 漁業の状況

ア 漁業の形態

イ 漁業権の状況

ウ 種類別漁獲量の推移

③ 法令による規制等

水利用及び環境保全に関連する法規制等

(2) 調査地域

対象事業の実施により周辺の水利用に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査の時期

調査時期は、地域の水利用の状況及びその季節変動を十分に把握し得る時期とする。

② 調査方法

調査は、既存資料により把握された水利用地点の分布をもとに、聞き取り及び現地調査により行う。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、水利用の分布状況の図示等により整理する。

また、必要に応じ、水利用状況と地域の資源的特性との関連性に着目して解析する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

① 流域の水利用への影響の程度及び内容

② 漁業への影響の程度及び内容

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容及び水利用の状況等を考慮して、類似事例を参照する方法により行う。

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業の実施による水利用の周辺環境への影響の低減措置等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域の水利用に支障を及ぼさないこと」とする。

第10 樹林地

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が樹林地及びその生育環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

- ① 主要な樹林地の分布及び特性
- ② 樹林地が地域の環境保全に果たしている機能
- ③ 生育環境

次に掲げる項目のうちから、樹林地とその生育環境との関連性の解析に必要なものを選定し、調査する。

- ア 地形、地質、土壌、水象等の状況
- イ 日照、風、降水量等の気象の状況
- ウ 大気汚染等の状況

④ 法令による規制等

「森林法」に基づく保安林の指定及び環境保全に関連する法規制等

(2) 調査地域

対象事業の実施により樹林地及びその生育環境に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

樹林地の調査は、植生図、地形分類図、表層地質図、土地利用現況図、土壌図、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査の時期

調査時期は、樹木の生育状況を把握するのに適した時期及びその季節変動を十分に把握し得る期間とする。

② 調査方法

既存資料により把握された樹林地の分布をもとに、聞き取り及び現地調査の方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、樹種リストの作成、樹林地の分布状況の図示等により整理する。

また、必要に応じ、代表的な区域における樹林とその生育環境との相互関係に着目して解析する。

2 予測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

- ① 樹林地の改変の程度及び内容
- ② 地域の自然的特性に与える変化の程度
- ③ 樹林地が果たしている環境保全機能の変化の程度
- ④ 林業等地域の社会的状況への影響の程度

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容及び樹林地の消滅及び改変の程度を把握したうえで、既存の類似事例の参照又は専門家の意見を参考にする方法により行う。

なお、樹林地は樹冠から林床に至る全階層を一体としてとらえ、改変の程度を予測する。

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

環境保全措置を勧告し、事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域の樹林地の特性に著しい変化を及ぼさないこと」とする。

第11 雨水排水

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が雨水排水に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 水象の状況

「第5 水質」の水象の状況を参考に、雨水排水の変化の予測に必要なものを選定し、その状況を調査する。

② 気象の状況

降水量の状況を調査する。

③ 水利用の状況

上水道、農業用水の取水等、水利用の状況を調査する。なお、将来の利水計画についても調査する。

④ 法令による基準等

「雨水排水協議基準」（昭和49年石川県）等を調査する。

(2) 調査地域

対象事業の実施区域及び下流域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査の期間及び頻度

調査期間は、原則として、1年間以上の、雨水排水の現状を把握し得る期間とする。

また、調査頻度の設定に当たっては、水象・気象の変化及び人間活動の変化の状況等を勘案し、年間を通じた雨水排水の変動を把握できるよう配慮する。

② 調査地点

調査地点は、河川の形態及び流況の特性を考慮し、雨水排水の解析及び予測に必要な水象・気象を把握し得る適切な地点とする。

③ 観測方法

観測方法は、「水質調査方法」、「海洋観測指針」、「地上気象観測指針」、「高層気象観測指針」等に定める方法等に準拠する。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、水象・気象・地形等の状況を図示等により整理する。

2 予測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

① 事業実施による雨水排水の流出量の変化

② 流出量の変化に伴う下流域への影響の内容及び程度

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

- (3) 予測地域
予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。
- (4) 予測方法
予測は、既存の類似事例の参照又は数理的解析の方法による。

3 評価

- (1) 評価項目
評価項目は、予測した項目とする。
- (2) 評価方法
環境保全措置を勘案し、事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにすることにより、当該事業による影響の程度をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。
- (3) 環境保全目標
環境保全目標は、「下流域の河川流量に著しい変化を及ぼさないこと」とする。

第12 日照

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が日照に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 地域の一般的状況

地域の一般的状況は、次に掲げるものを調査する。

ア 土地の高低、土地の傾斜等地形の状況

イ 住宅地、商業地、緑地等土地利用の状況

ウ 住宅、学校、病院、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等日照障害の影響を受けやすい施設の状況

② 日照の状況

日照の状況は、次に掲げるものを調査する。

ア 日影の範囲、日影となる時刻及び時間数

イ 対象事業を実施しようとする周辺地域で、対象事業により、日照に影響を及ぼすと予想される地域の主要な地点における日影の状況

(2) 調査地域

対象事業の内容及び地域の概況を勘案して、対象事業の実施が日照に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

① 地域の一般的状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 日照の状況

地形及び建造物等の調査結果から、日影となる範囲、日影となる時刻及び時間数を調査する。主要な地点の日影の調査は、その地点における天空図を作成することにより行う。

③ 法令による基準等

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）の基準等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理

時刻別日影図、等時間日影図等を図示することにより整理する。

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げるものとする。

① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

② 必要に応じ、冬至日以外の日の日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

③ 周辺地域の土地利用及び建造物分布状況から、特に必要がある場合には、必要な地点における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

(2) 予測時点

予測時点は、建設工事が完了した時点とする。

(3) 予測地域

調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を勘案し、日照に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容及び建築物等の状況を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 時刻別日影図、等時間別日影図等の作成
- ② 日照図表
- ③ 模型実験
- ④ 天空図の作成
- ⑤ 合成写真の作成
- ⑥ その他適切な方法

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

環境保全措置を勘案し、事業の実施後の状況を現況との対比により明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

- ① 大部分の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと
- ② 日照に係るその他の科学的知見

第13 植 物

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が植物及びその生育環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目について調査する。

なお、調査は、原則として、種子植物及びシダ植物を対象とし、必要に応じて蘚苔類、地衣類、藻類（プランクトンを含む。）及び菌類を加える。

また、調査地の選定に当たっては、生育環境に配慮しつつ、典型的な植物群集を抽出し、それぞれの植物相を把握することにより、生態系の評価に資するよう配慮する。

① 植物の状況

ア 種子植物相及びシダ植物相、植物群落

(ア) 現存植生の種類、種組成、構造、分布状況及び遷移状況

(イ) 生育している種及び分布状況

(ウ) 重要な群落及び植物の種の分布状況並びに重要性の内容及び程度

(エ) 植生自然度及び潜在自然植生

イ 蘚苔類、地衣類、藻類（海藻を含む。）及び菌類

(ア) 必要なグループについて、生育している種及び分布状況

(イ) 重要な種及び群落の分布状況並びに重要性の内容及び程度

ウ プランクトン

種の組成、現存量、分布状況並びにプランクトンの出現時期

② 植被率

裸地、草地及び樹林地の割合

③ 生育環境

次に掲げる項目のうちから、植物とその生育環境との関連性の解析に必要なものを選定し、調査する。

ア 地形・地質、土壌、水象等の状況

イ 日照、風、降水量等の気象の状況

ウ 大気汚染等の状況

④ 特定の植物個体

巨樹・巨木や歴史などにいわれのある植物個体

⑤ 法令による規制等

「自然環境保全法」、「自然公園法」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）、「ふるさと環境条例」、「いしかわレッドデータブック」（石川県）等に基づく植物及び環境保全に関連する法規制等

(2) 調査地域

対象事業の実施により植物及びその生育環境に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 植物の状況

植物の調査は、植生図、地形分類図、表層地質図、土地利用現況図、土壌図、航空写真等既存資料の整理・解析及び現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の時期

調査時期及び頻度は、植物の生育状況を把握するのに適した時期を考慮して設定する。ま

た、調査期間は、原則として、1年間以上とする。

イ 調査手法

(ア) 種子植物相及びシダ植物相、植物群落

- ・植物相については、現地調査を行い、植物種のリストを作成する。
- ・植物群落については、原則として、植物社会学的植生調査を行い、植生図を作成する。
- ・重要な群落及び種については、その量、位置等の生育状況を把握し、分布図を作成する。

(イ) 蘚苔類、地衣類、藻類及び菌類は、種子植物及びシダ植物に準じる。

(ウ) プランクトン

- ・一般的プランクトン採取法による（採水法、ネット法）。

② 植被率

植被率の調査は、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の時期

調査時期は、植物の状況の調査時期に準じる。

イ 調査手法

植被率は、地図または航空写真をもとに、裸地、草地及び樹林地の面積比率を算出する方法による。

③ 生育環境

生育環境の調査は、植生図、地形分類図、表層地質図、土地利用現況図、土壌図、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の時期

調査時期は、植物の状況の調査時期に準じる。

イ 調査手法

(ア) 土壌については、土壌断面調査の方法による。

(イ) その他については、関連する他の項目の調査方法を参考にした現地調査の方法による。

④ 特定の植物個体

巨樹・巨木や歴史などにいわれのある植物個体の有無を、既存資料及び聞き取り調査により確認する。

⑤ 法令による規制等

「自然環境保全法」、「自然公園法」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「ふるさと環境条例」、「いしかわレッドデータブック」等関係法令の規制等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、重要な植物の群落、種及び個体の分布状況の図示、生育種リストの作成等により整理する。

また、必要に応じ、代表的な地点における植物とその生育環境との相互関係に着目して解析する。

なお、プランクトンの調査結果は植物プランクトンと動物プランクトンをあわせてとりまとめる。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

① 重要な植物の群落、種及び個体の消滅の有無及び植生の改変の程度

- ② 植被率の変化
 - ③ 生育環境の変化
 - ④ 植物と生育環境との相互関係の変化
- (2) 予測時点
- 予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。
- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
 - ② 対象事業に係る工事が完了する時点
 - ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

- (3) 予測地域
- 予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

- (4) 予測方法
- 予測は、対象事業の内容及び植物の状況等を考慮して、類似事例の参照又は専門家の意見を参考にする方法により行う。

3 評価

- (1) 評価項目
- 評価項目は、予測した項目とする。

- (2) 評価方法
- 植物に関する保全対象（環境要素）ごとに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、そのような保全措置を講じなかった場合に想定される影響及び現況との対比を行うとともに、保全対象に係る重要度を勘案し、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

- (3) 環境保全目標
- 環境保全目標は、「地域の植物相及び植生に著しい影響を及ぼさないこと」とする。
- なお、重要種については、次を参考にして環境保全目標を設定する。

- ① 全国的価値に該当するものは、当該環境の構成要素を可能な限り保全する。
- ② 都道府県の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものを可能な限り保全する。
- ③ 市町村的価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する。

第14 動 物

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が動物及びその生息環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目について調査する。

なお、調査は、原則として脊椎動物の全種及び昆虫を対象とし、必要に応じて昆虫以外の無脊椎動物等を対象に加える。

また、調査地の選定に当たっては、各動物分類群の生息環境に配慮しつつ、典型的な動物群集を抽出し、それぞれの動物相を把握することにより、生態系の評価に資するよう配慮する。

① 動物の状況

次に掲げる項目のうちから、動物の生息・分布状況及び動物と生息環境との関連性についての予測及び評価を行うために必要なものを選定し、調査する。

ア 脊椎動物及び昆虫類

(ア)種類、生息数、生息密度及び繁殖状況（鳥類については、渡り鳥を含んだ季節的消長）

(イ)重要な種について、重要性の内容・程度、生息環境、食性、行動様式、対象地域及び県内・国内における生息状況

イ 昆虫を除く無脊椎動物

(ア)種類、生息数、生息密度及び繁殖状況

(イ)重要種について、種類、理由、生息環境、食性、行動様式

ウ プラクトン及び付着生物

種の組成、現存量、分布状況並びにプランクトンの出現時期

② 生息環境

次に掲げる項目のうちから、動物とその生息環境との関連性の解析に必要なものを選定し、調査する。

ア 地形・地質、土壌及び水象等の状況

イ 微気象、植生の状況

③ 法令による規制等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）、「自然環境保全法」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「ふるさと環境条例」、「いしかわレッドデータブック」等に基づく動物及び環境保全に関連する法規制等

(2) 調査地域

対象事業の実施により動物及びその生息環境に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

① 動物の状況

動物の調査は、「自然環境保全基礎調査」等既存資料の整理・解析及び現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の時期

調査時期は、動物の生息状況を把握するのに適した時期及びその季節変動を十分に把握し得る期間とする。また、調査期間は、原則として、1年間以上とする。

イ 調査手法

調査は、動物の種類別に次の方法の中から適切なものを選定し、又はその組合せの方法に

より行う。

(ア)哺乳類

- ・聞き取り調査
- ・フィールドサイン調査
- ・トラップ法

(イ)鳥類

- ・聞き取り調査
- ・ラインセンサス法
- ・定点センサス法
- ・テリトリーマッピング法

(ウ)爬虫類及び両生類

- ・聞き取り調査
- ・現地確認調査

(エ)魚類

- ・聞き取り調査
- ・釣り、漁網による現地確認調査

(オ)昆虫類、クモ類

- ・一般的採取法
ピーティング法及びスィーピング法
- ・トラップ採取法
ピット・トラップ法、ライト・トラップ法及びベイト・トラップ法

(カ)土壌動物

- ・方形枠法による採集
- ・ツルグレン装置等による抽出

(キ)プランクトン及び付着生物（水生生物群集）

- ・植物プランクトンに準じる。
- ・付着生物調査は、方形枠法、人工基物による方法

(ク)水生底生動物

- ・方形枠法による採集
- ・採泥器による採集

② 生息環境

生息環境の調査は、関連する他の項目の調査等の結果をもとに整理する方法又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 調査の時期

調査時期は、動物の状況の調査時期に準じる。

イ 調査手法

地形・地質、土壌、微気象、水象及び植生について、関連する他の項目の調査等の方法を参考に現地調査する。

③ 法令による規制等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「自然環境保全法」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「ふるさと環境条例」、「いしかわレッドデータブック」等関係法令の規制等を整理する方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、生息種リストの作成、重要な種及び分布状況の図示等により整理する。

また、必要に応じ、動物とその生息環境との相互関係、周辺地域との比較に着目して解析する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

- ① 動物の種類数及び種類相への影響
- ② 生息環境の変化
- ③ 重要種の生息に関する影響

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

事業実施による直接的・間接的影響について、対象とする動物が総体としてどのような影響を受けるのかという観点から予測する。

直接的影響は、事業計画との重ね合わせなどにより予測する。

間接的影響は、既存文献や類似事例、専門家の意見等を勘案して予測する。

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

動物に関する保全対象（環境要素）ごとに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、そのような保全措置を講じなかった場合に想定される影響及び現況との対比を行うとともに、保全対象に係る重要度を勘案し、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域の動物の生息環境に著しい影響を及ぼさないこと」とする。

なお、重要種については、次を参考にして環境保全目標を設定する。

- ① 全国的価値に該当するものは、当該環境の構成要素を可能な限り保全する。
- ② 都道府県の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものを可能な限り保全する。
- ③ 市町村的価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する。

第15 生態系

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、当該事業の実施が対象地域の自然環境に及ぼす影響を適切に把握できるよう、次に掲げる項目について調査する。

① 動植物その他の自然環境に係る概況

原生林またそれに近い森林、二次林、植林地、草原、農地、市街地、河川、湖沼・湿地、海岸・潮間帯など、一体（ひとまとまり）としてとらえられる自然環境の特性の概略を把握する。

② 複数の注目種等の生態、他の動植物との相互関係又は生息環境若しくは生育環境の状況

なお、注目種等は、上位性、典型性、特殊性の視点から、地域の生態系の指標となりうる、調査・予測が可能な生物種等を複数選定する。

(注)

「上位性」とは「生態系の食物連鎖の上位に位置する性質」をいう。

「典型性」とは「地域の生態系の特徴を典型的に表す性質」をいう。

「特殊性」とは「特殊な環境であることを示す指標となる性質」をいう。

(2) 調査地域

対象事業の実施区域及びその周辺とし、自然環境への影響を考慮して設定する。

(3) 調査方法

次の事項に関し、環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点または経路、時期、時間帯に実施する。

① 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を把握する。

なお、原生林またそれに近い森林、二次林、植林地、草原、農地、市街地、河川、湖沼・湿地、海岸・潮間帯など、一体としてとらえられる重要な（保全を図るべき）環境を考慮して調査する。

② 注目種等に関し、分布、生態、生物間の相互関係、生息・生育環境等に関する必要な情報を集める。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果及び関連情報を整理し、重ね合わせなどの手法により解析する。

2 予測

(1) 予測項目

予測は次の項目について行う。

① 動植物その他の自然環境

② 注目種等

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち、必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測方法

① 事業実施による直接的・間接的影響及び短期的・長期的影響について、一体としてとらえられる自然環境の特性に及ぼす影響や注目種等への影響の程度を把握することにより、対象とする自然環境が受ける影響を予測する。

② 影響については、事業計画との重ね合わせを行うとともに、環境の改変の程度を勘案した事例を引用又は解析し、若しくは既存文献や類似事例、専門家の意見等を勘案して予測する。

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

一体としてとらえられる自然環境の特性や地域を特徴づける自然環境に関し、当該事業が及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、そのような保全措置を講じなかった場合に想定される影響及び現況との対比を行うとともに、環境保全目標に対する事業者の見解を評価結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「自然環境に著しい影響を及ぼさないこと」とする。

第16 景 観

1 調 査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

① 地域景観の特性

地域景観の特性の調査は、緑地、河川、建造物、指定文化財等の主要な景観構成要素を、分布状況及びそれらが地域景観に果たしている役割を把握することにより行う。

② 主要な眺望地点及び眺望の状況

主要な眺望地点及び眺望の状況の調査は、次に掲げるものを調査する。

ア 主要な眺望地点の位置及び分布状況

イ 眺望地点からの景観の特徴及び展望領域

ウ 景勝地の種類及び分布状況

③ 法令による指定等

「都市計画法」（昭和43年法律第100号）、「景観法」（平成16年法律第110号）、「自然公園法」、「ふるさと環境条例」、「石川県景観条例」（平成5年石川県条例第10号）、「文化財保護法」、市町村の景観に関する条例等による地域又は地区の指定状況

④ 住宅地、緑地等の土地利用の状況

(2) 調査地域

原則として、対象事業の実施区域が近景又は中景となる地域の範囲とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

なお、主要な眺望地点からの眺望については、必要に応じて遠景となる地域の範囲を含む。

(3) 調査方法

① 地域景観の特性

地域景観の特性の調査は、地形図等既存資料の整理・解析又は写真撮影等現地調査の方法による。

② 主要な眺望地点及び眺望の状況

主要な眺望地点及び眺望の状況の調査は、地形図等既存資料の整理・解析及び写真撮影等現地調査の方法による。

なお、現地調査を行う場合の調査期間は、四季を通しての景観の変化が把握できるよう原則として、1年間とする。

③ その他の調査項目

その他の調査項目の調査は、都市計画図等既存資料の整理の方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、主要な眺望地点の分布状況の表及び景観図を作成すること等により整理する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

① 景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

② 主要な展望地点の改変の程度及び眺望の変化の程度

③ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度

(2) 予測時点

予測時点は、対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点とする。

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容、周辺地形の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 周辺地域を含めた完成予想図又は合成写真の作成
- ② 景観図の作成
- ③ 周辺地域を含めた模型の作成
- ④ その他適切な方法

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

存在状況に関する調査の結果を勘案し、景観上の保全対象を選定し、それについて当該事業による直接的な変化の程度、眺望点からの眺めの変化の程度等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域の景観の特性に著しい変化を及ぼさないこと」とする。

なお、主要景観地については、次を参考にして環境保全目標を設定する。

- ① 全国的価値に該当するものは、当該環境の構成要素を可能な限り保全する。
- ② 都道府県の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものを可能な限り保全する。
- ③ 市町村的価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する。

第17 人と自然との触れ合いの活動の場

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が野外レクリエーション地や里山等の身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目について調査する。

- ① 野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の分布、規模、特徴、所有者（土地の所有者、管理主体）等
- ② 野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況
- ③ 野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の整備計画

(2) 調査地域

対象事業の実施により野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定する。

(3) 調査方法

野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の調査は、既存資料及び写真等による映像情報の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

調査期間は、野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握し得る期間とし、原則1年間とする。

② 調査方法

聞き取り調査又は現地調査の方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況の図示、利用状況の集計等により整理する。

また、必要に応じ、野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の状況と地域の自然的特性との関連性についての解析を行う。

2 予測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

- ① 野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度及び内容
- ② 水質や騒音等他の項目を考慮した野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度
- ③ 野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況の変化の程度

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事が完了する時点
- ③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は対象事業の内容、野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又はその組合せの方法により行う。

- ① 利用地域の消滅の有無及び改変の程度
- ② 類似事例の参照による自然的特性及び利用状況の変化の程度

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

当該事業に伴って生じる利便性、快適性（静穏さ、水辺の水質等）の変化、アクセスルートの変化等を明らかにするとともに、当該事業が保全対象に及ぼすおそれのある影響をどのように回避・低減し又は代償措置を講ずるのかを明らかにし、そのような保全措置を講じなかった場合に想定される影響及び現況との対比を行うとともに、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「野外レクリエーション地及び身近な自然等の人と自然との触れ合いの活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」とする。

第18 文化財

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施が文化財に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目について調査する。

- ① 有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群（以下「文化財」という。）の状況
 - ア 「文化財保護法」等に基づき指定された文化財の種類、位置又は区域、指定区分等
 - イ 「文化財保護法」等に基づく指定基準等に合致するが、未指定の文化財の種類、位置又は区域及びその概要
 - ウ 文化財の周囲の地形・地質、植生、建造物、景観その他必要な環境の概略
- ② 埋蔵文化財包蔵地の状況
 - ア 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、区域、内容及び分布状況
 - イ 埋蔵文化財を包蔵する可能性のある地域の状況
- ③ 法令による規制等
 - ア 「文化財保護法」等関連法令による文化財の指定基準
 - イ 「文化財保護法」等関連法令による地域又は地区の指定状況及びその内容

(2) 調査地域

- ① 文化財の状況
文化財の状況の調査地域は、対象事業の実施により文化財に損傷等の影響が及ぶおそれのある地域とする。
- ② 埋蔵文化財包蔵地の状況
埋蔵文化財包蔵地の状況の調査地域は、対象事業を実施しようとする地域とする。
ただし、その埋蔵文化財包蔵地が地域外まで連続している場合は、その区域を含めるものとする。

(3) 調査方法

- ① 調査の時期
調査時期は、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況を把握するのに適した時期とする。
- ② 調査方法
 - ア 文化財の状況
 - (ア)文化財の種類、位置又は区域、指定区分等の調査は、教育委員会等の既存資料の整理又は現地調査の方法による。
現地調査を行う場合は、教育委員会等の意見を参考にして現地での聞き取り調査の方法による。
 - (イ)文化財の周囲の環境の調査は、地形・地質、植物等関連する他の項目の調査方法を参考にした現地調査又は他の項目の調査結果及び地形図等既存資料の整理解析の方法による。
なお、主要な文化財の地点から、景観図の作成又は写真撮影を合わせて行うものとする。
 - イ 埋蔵文化財包蔵地の状況
 - (ア)周知の埋蔵文化財包蔵地の調査は、教育委員会等の既存資料の整理の方法による。
 - (イ)埋蔵文化財を包蔵する可能性のある地域の調査は、教育委員会等の意見及び史誌等既存資料を参考にして、次に掲げる現地調査の方法による。
 - a 地理的観察
 - b 遺物の表面採取
 - c 聞き取り調査

ウ 法令による規制等

調査は、関係法令による指定地域図等の既存資料の整理の方法による。

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況を図示等により整理する。

2 予 測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

① 文化財

ア 文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷の程度

イ 文化財の周辺環境の改変の程度

② 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点

② 対象事業に係る工事が完了する時点

③ 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

対象事業の内容、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況の調査結果、他の項目の予測結果を勘案し、類似事例を参考にして予測する。

3 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、次に掲げる事項を考慮して設定する。

① 地域の文化財に著しい影響を及ぼさないこと。

② 「文化財保護法」等の基準

③ その他の科学的知見

なお、①～③によりがたい場合は、次を参考にして環境保全目標を設定する。

ア 全国的価値に該当するものは、当該環境の構成要素を可能な限り保全する。

イ 都道府県の価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものを可能な限り保全する。

ウ 市町村的価値に該当するものは、当該環境の構成要素中主要なものへの影響を可能な限り最小化する。

第19 廃棄物等

1 調査

(1) 調査項目

対象事業の内容及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施による廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。以下同じ。）及び建設工事に伴う副産物（以下「廃棄物等」という。）の排出が環境や地域の廃棄物処理に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮し、次に掲げる項目について調査する。

- ① 一般廃棄物の状況
 - ・一般廃棄物処理施設の整備状況及び処理状況
 - ・一般廃棄物の処理処分の方法及び問題点
 - ・市町村の一般廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施策
- ② 産業廃棄物の状況
 - ・産業廃棄物処理施設の整備状況及び処理状況
 - ・産業廃棄物の処理処分の方法及び問題点
 - ・石川県廃棄物処理計画における調査地域の状況
- ③ 建設工事に伴う副産物
 - ・建設発生土等建設工事に伴う副産物の処理・処分の方法及び問題点

(2) 調査地域

事業の実施区域及びその周辺とし、影響の程度についてあらかじめ想定して設定する。

(3) 調査方法

既存資料により、過去の廃棄物等の発生量及び処理状況を把握する。

対象事業の実施に伴う廃棄物等の種類、発生量については次を参考に調査する。

- ① 「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- ② 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年国土交通事務次官通知）「建設廃棄物処理指針」（平成23年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

(4) 調査結果の整理及び解析

調査結果は、廃棄物の発生・処理状況及び処理施設の分布状況を図示等により整理する。

また、必要に応じ、廃棄物の状況と地域の社会的状況等との関連性に着目して解析する。

建設工事に伴う副産物の発生状況を図示等により整理する。

2 予測

(1) 予測項目

予測は、次の項目について行う。

- ① 事業の実施による廃棄物等の発生量
- ② 廃棄物の処理・処分に伴う地域の廃棄物処理に及ぼす影響
- ③ 廃棄物等の処理に伴う周辺環境への影響

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げるもののうち必要な時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点
- ③ 工事期間

(3) 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

(4) 予測方法

予測は、対象事業の内容及び廃棄物等の発生量処理・処分方法を考慮して、類似事例の参照又は理論的解析により行う。また、周辺環境への影響については、他の項目の予測方法による。

3 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

廃棄物等の削減対策及び処理方法、再生利用可能性等を明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し又は低減するかについて、事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、「周辺の生活環境及び地域の廃棄物処理に支障を及ぼさないこと」とする。

第20 温室効果ガス等

1 予 測

(1) 予測項目

温室効果ガス（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質）の種類ごとに排出量及び排出形態を明らかにする。

(2) 予測時点

予測時点は、次に掲げる時点とする。

- ① 対象事業に係る工事の施工が最盛期となる時点
- ② 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時点
- ③ 工事期間

(3) 予測方法

予測は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）に規定する方法により行う。

2 評 価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価方法

温室効果ガスの排出抑制に係る技術の進展状況等を勘案し、事業者として排出抑制の実効性等について明らかにすることにより、温室効果ガスの排出量をどのように低減するかについて事業者の見解を評価の結果として示すことにより行う。

(3) 環境保全目標

技術的レベル、抑制効果及び経済性を総合的に勘案した対策により、温室効果ガス排出量が可能な限り抑制されていること。

第3章 留意事項

第1 調査（事後調査を含む。）について

調査に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 調査の目的、方法及び結果について、可能な限り具体的に記載するとともに、既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、その出典（文献名、著者、作成時期、その他必要な事項）を明示すること。
- ② 調査は、定量的に行うこと。なお、定量的に行うことが困難な項目については、定行的に行うこと。
- ③ 希少動植物の調査情報については、盗掘又は密漁等の防止のため、必要に応じて整理の方法に配慮すること。
- ④ 調査方法は、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。

第2 配慮書の作成について

配慮書の作成に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 項目ごとの関連性について、十分検討し、各節にわたり一貫性のある内容とすること。
- ② できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表示方法を用いることにより理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ③ 学術的・専門的な用語の使用は必要最小限にとどめること。また、学術的・専門的な用語を用いる場合は、簡単な説明を加えること。
- ④ 調査等に用いた既存資料は、その出典（文献名、著者、作成時期その他必要な事項）を明示すること。
- ⑤ 計画段階配慮事項として選定しない項目については、その理由を具体的に記述すること。
- ⑥ 現地調査を行った場合は、その調査日時、調査者氏名、天候状態その他必要な事項を明示すること。
- ⑦ 予測方法、予測条件、予測に用いた係数・数値等についての設定根拠等を明らかにするとともに、予測の時点を明示すること。
また、予測条件等によって予測結果が変動すると考えられる場合は、その変動の範囲を明らかにすること。
- ⑧ 評価は、既存の知見・専門家の意見等を参考にして、適正に行うこと。
- ⑨ 技術的・専門的な調査結果あるいは解析結果等の資料は、資料編として別冊にすること。
- ⑩ 調査、予測及び評価の記載は、項目ごとに取りまとめること。
- ⑪ 配慮書の作成者を明記すること。配慮書の作成、調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を明記すること。

第3 方法書の作成について

方法書の作成に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 項目ごとの関連性について、十分検討し、各節にわたり一貫性のある内容とすること。

- ② できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表示方法を用いることにより理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ③ 学術的・専門的な用語の使用は必要最小限にとどめること。また、学術的・専門的な用語を用いる場合は、簡単な説明を加えること。
- ④ 調査等に用いた既存資料は、その出典（文献名、著者、作成時期その他必要な事項）を明示すること。
- ⑤ 調査の範囲、調査地点及び調査期間については、図示等によりわかりやすく記述すること。
- ⑥ 調査等を実施しない項目については、その理由を具体的に記述すること。
- ⑦ 調査等の方法については、それぞれの概略及び関連性について、簡潔に記述すること。
- ⑧ 方法書の作成者を明記すること。方法書の作成等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を明記すること。

第4 準備書の作成について

準備書の作成に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 項目ごとの関連性について、十分検討し、各節にわたり一貫性のある内容とすること。
- ② できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表示方法を用いることにより理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ③ 学術的・専門的な用語の使用は必要最小限にとどめること。また、学術的・専門的な用語を用いる場合は、簡単な説明を加えること。
- ④ 調査等に用いた既存資料は、その出典（文献名、著者、作成時期その他必要な事項）を明示すること。
- ⑤ 現地調査を行った場合は、その調査日時、調査者氏名、天候状態その他必要な事項を明示すること。
- ⑥ 予測方法、予測条件、予測に用いた係数・数値等についての設定根拠等を明らかにするとともに、予測の時点を示すこと。
また、予測条件等によって予測結果が変動すると考えられる場合は、その変動の範囲を明らかにすること。
- ⑦ 環境保全対策については、その内容をできる限り具体的に記述するとともに、事業の計画段階からの対策と、環境影響評価の結果必要となった措置との区別を明確にすること。
- ⑧ 評価は、既存の知見・専門家の意見等を参考にして、適正に行うこと。
- ⑨ 技術的・専門的な調査結果あるいは解析結果等の資料は、資料編として別冊にすること。
- ⑩ 調査、予測及び評価の記載は、項目ごとに取りまとめること。
- ⑪ 準備書の作成者を明記すること。準備書の作成、調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を明記すること。

第5 評価書の作成について

第4に準じる。

第6 事後調査計画書の作成について

事後調査計画書（以下「計画書」という）の作成に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 項目ごとの関連性について、十分検討し、各節にわたり一貫性のある内容とすること。
- ② できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表示方法を用いることにより理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ③ 学術的・専門的な用語の使用は必要最小限にとどめること。また、学術的・専門的な用語を用いる場合は、簡単な説明を加えること。
- ④ 調査の範囲、調査地点及び調査期間については、図示等によりわかりやすく記述すること。
- ⑤ 調査等の方法は、それぞれの概略及び関連性について、簡潔に記述すること。
- ⑥ 計画書の作成者を明記すること。計画書の作成等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を明記すること。

第7 事後調査報告書の作成について

事後調査報告書（以下「報告書」という。）の作成に際して留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 項目ごとの関連性について、十分検討し、各節にわたり一貫性のある内容とすること。
- ② できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表示方法を用いることにより理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ③ 学術的・専門的な用語の使用は必要最小限にとどめること。また、学術的・専門的な用語を用いる場合は、簡単な説明を加えること。
- ④ 事後調査等に用いた既存資料は、その出典（文献名、著者、作成時期その他必要な事項）を明示すること。
- ⑤ 現地調査を行った場合は、その調査日時、調査者氏名、天候状態その他必要な事項を明示すること。
- ⑥ 比較検討の結果、環境影響評価の結果と異なる場合にあっては、その原因を究明し、必要に応じて実施する環境保全対策を明示すること。
- ⑦ 評価は、既存の知見・専門家の意見等を参考にして、適正に行うこと。
- ⑧ 技術的・専門的な調査結果あるいは解析結果等の資料は、資料編として別冊にすること。
- ⑨ 報告書の作成者を明記すること。報告書の作成、調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を明記すること。

第8 附則

この技術指針は令和4年10月1日から施行する。

この技術指針の施行前にした行為に対する技術指針の適用については、なお従前の例による。